

大規模小売店舗立地法に基づく意見書の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項および第 2 項の規定により意見書の提出がなされたので公告する。

平成 23 年 8 月 10 日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 FriendTown 竜王 蒲生郡竜王町小口 1664 番地 1
- 2 提出された意見の概要
竜王町からの意見
出入口 区間における車両通行にかかる交通事故防止について、特に公民館利用者に対し当該施設管理者とともに交通安全の確保に努めること。
- 3 提出された意見の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 - 1
滋賀県商工観光労働部商業振興課 大津市京町四丁目 1 - 1
滋賀県東近江環境・総合事務所総務課 東近江市八日市緑町 7 - 23
竜王町産業振興課 蒲生郡竜王町小口 3
 - (2) 縦覧期間 平成 23 年 8 月 10 日から平成 23 年 9 月 12 日まで